

平成30年第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会 会議録

1 平成30年9月11日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会決算特別委員会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君	第4番	清水 明君
第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君	第7番	宮野 亨君
第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君	第10番	村木 征一君
第12番	須崎 眞君				

《傍聴議員》

第1番 木村 圭君（議会選出監査委員）、第11番 師岡 伸公君（議長）

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	坂村 孝成君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	須崎 洋司君		

平成30年第3回奥多摩町議会定例会
 決算特別委員会議事日程〔第1日〕

平成30年9月11日(火)
 午前10時00分 開会・開議

日程	議案番号	議案名	結果
1	—	委員長開会・開議宣告	—
2	—	会期の決定について	決定
3	—	町長あいさつ	—
4	認定第1号	平成29年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	
5	認定第2号	平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
6	認定第3号	平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
7	認定第4号	平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
8	認定第5号	平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	
9	認定第6号	平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	
10	認定第7号	平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	
11	認定第8号	平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	

(午後0時00分 散会)

午前 10 時 00 分開会・開議

○委員長（小峰 陽一君） 皆さん、おはようございます。

これより決算特別委員会を開会します。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第 2 会期の決定についてを議題とします。

本委員会の会期については、去る 9 月 4 日の本会議第 1 日で決定のとおり、本日及び 9 月 12 日の 2 日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、本委員会の会期は、本日及び 9 月 12 日の 2 日間とすることに決定しました。

委員会条例並びに会議規則の規定に基づき、合理的かつ能率的な審査ができますよう、委員並びに説明者各位のご協力をお願いいたします。

なお、本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。

次に、本委員会の開会に当たり町長の挨拶があります。河村文夫町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） おはようございます。

本日からただいま小峰委員長が申されましたように、決算特別委員会を 2 日間にわたって審査をいただく予定でございます。

その前に、この決算につきましては、佐久間代表監査からお話がありましたように、この暑い中、代表監査及び議会選出の木村監査委員に長期間にわたっているようなご意見、あるいはご指摘等含めて監査をいただいた結果をご報告させていただいております。それはそれとしてごらんをいただきたいと思えますけれども、平成 29 年度の一般会計を始めとする各 8 会計につきましては、すべて事業が完了いたしました。その中でここ数年にわたって少子高齢化が一番町の優先課題であるというようなことは再三にわたってお話を申し上げてまいりました。

また、町の基本であります指針は、第 5 期長期総合計画でございます。長期総合計画は、議員の皆様方もご承知のように、前期 5 カ年計画、後期 5 カ年計画で、今年度で前期の計画が終わる予定でございます。また、それ以外に 3 年間の実施計画を町では策定しております。この実施計画というのは、前期後期の計画、あるいは 10 年間の計画をいかに実効あるものにしていくかということを大きな目標にして、翌年以降の財源対策も含めて、各課において 3 年間の実施計画を策定し、それを先日、各課にわたってのヒアリングを終了

させていただきました。

この実施計画に基づきまして翌年度以降の予算を策定するわけでございますけれども、毎年のごとでございますけれども、やりたい事業は山ほどありますけれども、なかなかその財源が全額確保できないというのが実態でございます。毎年毎年、出た実施計画、あるいは予算要求の中から4億円ないし5億円の調整をしながら予算編成をし、議会に提案をしているという状況でございます。

平成29年度の一般会計につきましては、今申し上げましたように、少子高齢化対策を継続し、また、子育て支援を15項目にわたって実施をしております。おかげさまで何回かご報告をさせていただいておりますけれども、過疎化の歯どめが少し現実論として若者定住化をやることによって出てきたのではないかな。また、合併からずっと子どもの数が減っていた児童・生徒についても、前年、あるいは前々年度におきまして増えてきたという大きな兆候があらわれております。これも1つの事業を第5期長期総合計画の将来に向かって愚直に実行することによって、何年か経過した後にその結果が出てくるということではないかなというふうに思います。

したがって、今後も若者定住対策については、過疎化の歯どめと同時に、これを実行していかないと、最終的な第5期長期総合計画の目的が達成できない。そういう意味では、29年度の予算についても3年間にわたって同じような事業を着実に実行してまいりました。

議会の皆様から一般質問、あるいはいろんな議論の中で、実行している部分についてのいろんなご意見をいただいておりますので、それらを踏まえながら、基本的にはこの事業を継続することによって大きな成果と同時に、奥多摩町が住みやすくなる、あるいは健康で長生きできるという大きな目標に向かっていけるのではないかなというふうに思っております。

また、平成21年度に大きな事業でありました東京都の水道の一元化計画が完了いたしました。その一元化についてはなかなか目に見えないという状況でございましたので、今議会の冒頭にも若干のお話をさせていただきました。当時、町と檜原村が都営水道の一元化をやるについては、それぞれの負担を調査をした結果、55億円かかるという結果が出ました。それを町が負担するのであれば、東京都としては水道の一元化事業を実施するというところでございましたけれども、とても55億円を町が負担することはできないということで、数年間にわたってこの問題に取り組んでまいりました。ダムがあるから、それは当然ではないか、都民の飲料水であるからというようなご意見もたくさんいただきました。

そういう問題だけで解決できれば政治は要らないんだというふうに私は感じております。

そういう点で、粘り強く数年にわたりましてこの問題に取り組んでまいりました。結果としては、水道局がその2分の1を持つと。また、行政である一般行政でその2分の1を持つ。町も3億円の負担をしていくということで決着をし、石原都知事のときに奥多摩町まで来ていただき、この締結がなされたわけでございます。そういう点では、私自身は非常に東京都の職員に恵まれたのではないかなというふうに今でも思っております。

当時、もう亡くなりましたけれども、水道局の東岡局長がこの問題に真剣に取り組んでいただきました。また、それ以外の歴代の局長にもいろんな足を運び、もちろん皆様が言っている東京都民の水がめがあるからという問題も含めて理解を受け、最終的には当時財務局長をやっておりましたけれども、最終的に副知事になりましたその2人において、この同意をいただきました。

また、都議会においては、もう引退をいたしました、林田都議には一般質問を2回ほどやっていただき、一つの道筋をつけながら最終局面に行き、最後には議会の議長までやりました当時の自民党の幹事長で議長になった川井さんに総括質問、代表質問をやっていただき、この問題が決着をいたしました。一つの大きな問題を決着するには、いろんな意味で、そのときの人であったり、そのときのいろんな問題を含めて着実にやっていくことが将来に結果としてあらわれるのではないかなというふうに思い、この問題に取り組んでいったところでございます。

結果として、もう既に事業が始まりました。当時、町の事業が55億円かかるというお話でしたが、協定を結んだ局長は、「町長、とても55億円では東京都水道局の施設並みにはならない。恐らく将来にわたって町の水道を施設改良するとしたら100億円ぐらいかかるだろう」というふうに言われました。その言葉が今でも頭に残っております。議会の皆さんに報告を申し上げましたとおり、既にひむら浄水場は25億円かかっております。先日視察をさせていただきました小河内の浄水場は17億円。大丹波の浄水場は10億円。もう既にこれで52億円であります。と同時に、その内容を見ますと、もう最高水準である膜ろ過を使い、あるいは地震であったり、いろんな災害があったときに非常電源も設備をし、すばらしい施設になっております。これも機会がありましたら、議員の皆様方に見ていただきたいと思っておりますけれども、このようにしてもう既に当時の額をはるかにオーバーする、それ以外に細かい予算は積み上げておりませんが、町のあちこちで災害が起きたときに配水管がそのまま使える、そのような新しい震災用の配管工事が既に始まっております。

これらを合わせると、当時言った局長のことは、そうではないのかなという気がしているわけでございます。これも非常に目に見えません。一般の住民の方々は、そのことをなかなか理解できないというのが実態でございまして、これをやった結果が今のいろんな町の単独施策、ほかではやってない、若者定住化でありますとか、若者を支援していく 15 項目の財源に充てているわけでございます。

町の水道施設は、全部東京都に無償で譲渡いたしました。そのとき従来から町が水道事業をやるに当たっては、一般会計から 6,000 万繰り出しをしておりました。と同時に、過去にいろんな建設をした 7 億円の借金がありましたけれども、これも全部持っていったいただきました。おかげさまで、そういう意味では、その成果が今少しずつあらわれている。このことを議員の皆様にも理解していただきたいし、住民の皆様にも理解していただき、東京都水道局に対して、あるいは東京都の行政に対して感謝を申し上げるべきではないかなというふうに私は思っているところでございます。

これと同じようなことがクリーンセンターの建設であります。クリーンセンターの単独でやっていた事業につきましては、もう都も国も補助金を出さないというようなことでございまして、それに対する加入について働きかけをしてまいりました。

おかげさまで、当時の市長であるあきる野市の臼井市長、また、当時の日の出町の青木町長、現職である檜原村の坂本村長、3 人の理解を得て、この問題が数年かかりましたけれども、この問題も決着いたしました。当時としては、秋川の臼井市長にクリーンセンターの建設予定地であるあきる野市の現地の自治会、戸倉地区等々含めて現場に夜お邪魔をさせていただき、町の窮状を訴え、最終的には自治会の皆様の同意をいただいて 3 つの自治会の協定を結びました。

私は、なぜこのようなことを今お話ししているのかというのは、いろんな問題が先に大きな問題を解決しないと町の財源を確保しながら、町がほかと違った少子化対策であるとか、若者定住化の財源確保はできないということでもあります。したがって、その財源を今使える、町が単独でやった場合にはとてもではないですけども、数十億円の予算を投入すると同時に、その維持管理もしていかなきゃいけない。こういうことも理解していただきたいし、火葬場の加入ももちろんでございます。火葬場については、今までお借りをして、町民の皆様は組合員ではありませんから、今の利用額の約倍の費用を払っておりました。こういうことが、今、町が実行している将来に向かってのいろんな問題になっているということもぜひ理解をしていただきたいなというふうに思っております。

さて、今回の一般会計の主な部分というのは、それらを継続しながら、町がこれから消

滅自治体にならないように過疎の歯どめをかけ、ほかの自治体とは違った施策を実行しながら将来に向かっていくということであると同時に、今回の予算の中では若者定住化対策については、住宅の建設等3年目に入った年でございます。その詳細にわたってはどこに何棟造り、あるいはだれに寄附をもらい、あるいはどこの土地を提供していただいたということ等につきましては事務報告書に詳しく載っておりますので、後ほどご高覧を賜ればありがたいなというふうに思います。

このようにして一定の政策を進めると同時に、もう議員の皆さんも、私が口を酸っぱくして予算の提案のとき等々含めて、財源の確保については東京都の市町村総合交付金が大きなウエートを占めておりますと。したがって、この市町村総合交付金をどう確保していくかということが町長に与えられた、あるいは町の職員に与えられた大きな使命であるというお話をしてまいりました。

おかげさまで、ここ数年来、事務報告書等見ていただくとわかりますけれども、15億円という交付税とほぼ同額の予算を確保してまいりました。代表監査の総括意見の中でも述べられておりますけれども、一方では、いろんな働きかけをしながら町の状況をわかってもらう。と同時に、町の職員についても懸命に努力をしております。その一環が町税の滞納、町税の徴収率でもはっきりと代表監査からお話がありますように、23区26市13町村の中で5番目の成績をおさめ、そういう努力をしております。と同時に、各課においては、自分のやっていく事業について東京都の補助金等含めて、あるいは総合交付金等、利用するためには、どういう制約があるか等々含めて財源確保をしてまいったところがございます。おかげさまで、そういう意味では今順調に財源確保しながら、大きな目標に向かって少しずつ実行し、進んでいるという状況でございます。

そういう点では、今後、町の大きな問題としては、私は、平成16年に町長に就任いたしましたけれども、それから一般的な起債、いろんな建設をするときの起債がありますけれども、これを一切起こしておりません。したがって、借金は全くしていないということでもあります。

今、起債の表等が毎回毎回前々年度、あるいは前年度等々の起債の償還についての表をごらんいただきたいと思いますが、私が就任した当時は、全体の基金が8億円でございました。今やっとなんかそういう意味では、借金をしない、あるいは臨時対策債、特例債という地方交付税で元利償還金を全額持つ、そういう借金だけして財源確保をしております。そういう点では、約40億円近くの基金を積み上げることができました。

これも再三にわたってお話をしておりますけれども、平成16年から下水道計画を10年

計画でやり、平成 27 年度で大きな下水道事業が完了いたしました。これもなかなか目に見えない事業でありますので、なかなか評価をしていただけないでございますけれども、全体事業は 75 億円ほどかかっております。そのうちの約 60%が借金であります。この借金をいかにして将来支払っていくかということを考えながら、議会の皆様のご理解をいただきながら、減債基金を創立し、今、既に約 13 億円の基金を積み上げることができました。

既に償還が始まっておりますけれども、下水道特別会計の中で一般会計から繰り出しをしておりますけれども、この財源は基金を取り崩して償還をしていく。将来にわたってその借金を払う部分は、一般会計に依存しないで、基金を取り崩すことによって、今、実行している住民皆さんのいろんな施策に支障がないようにということで基金を積み上げ、それを活用していくということでございます。

このようにして、小さな町、あるいは財源のない町がいろんな努力をしている、努力をしなければ実行できないということについては、平成 29 年度の一般会計予算については全く同様でございます。

特に、大きく数年前から変わったのは、東京都の市町村土木事業であります。市町村土木事業については、過去には東京都の補助金というのは2分の1までいっておりませんでした。と同時に、設計であるとか、用地買収であるとか、そういう部分については全く補助が付きませんでした。これも東京都の予算要求の中で、議長会、町村会等含めて長期間にわたって、このかさ上げをやってきた結果、現在では市町村土木補助については2分の1、さらには従来補助がついていなかった設計、用地買収等々についても2分の1の補助がついております。

このようにしていろんな財源を確保し、さらには市町村総合交付金を活用して町がやる事業について、個々の職員がいろんな意味で町の事情を訴え、東京都の職員が町に来るときには必ず現場を見てもらい、あるいは終わった後には職員とのコミュニケーションを図るということをずっとやってまいりました。議会の皆さんからいただいた意見、あるいは住民からいただいた意見等々を踏まえながら、それを実行するためにいろいろな努力を重ねております。

したがって、なかなか言われたことをすぐ非常にいい意見、非常にいいことであるけれども、それを実行するための財源をどう確保するかということに腐心をしながら、ここ十数年来にわたって財源を確保しながら、皆様方の期待にこたえていきたいというのが私を始め、副町長以下、幹部職員の基本的な考え方です。

今回の決算審査におきましても、そういう観点から広く物を見ていただきながらご審議を賜ればありがたいなというふうに思います。

また、山のふるさと村、あるいは都民の森については、これも一般質問の中でお話を申し上げましたけれども、これは古くは、もう既に皆さんはご承知かと思えますけれども、天祖山の開発の問題からこの問題が発生しております。当時は天祖の開発について自然保護団体が猛烈な勢いで奥多摩町に来庁し、なぜ自然を破壊するんだということで議論が始まりました。町は一丸となって、奥多摩工業がなくなってしまうと雇用の問題、財政の問題が大変になるんだということを訴えながら、この問題に取り組み、私自身もその当時は、若くして担当でありましたから鮮明に覚えております。自然保護団体が町に来庁し、また、東京都の自然環境保全審議会の中でこの議論がなされました。

当時、自然保護団体が言っている部分は、今は平気でございますけれども、森林の手当て、森林の保育をする中で、下刈りも自然破壊だと、そういう議論がございました。その中で何年か経ち、自然環境審議会でいろいろ議論をして、結果として町の将来を活性化するためにはどうしたらいいかということで決まったのが栃寄の体験の森の構想であり、また、山のふるさと村については、小河内ダムの建設当時、将来は都民休暇村をつくるということでありましたけれども、何年経っても少しも建設をしていただけないというような状況で、この問題とあわせてその2つが実行に移されました。

今、特定の町を指定管理者として指定しておりますけれども、過去にそういう問題を含めて町に対する指定管理を特定していただいたという経緯であります。町としては地域の皆さんの雇用の問題、あるいはそれ以外の活性化の問題等について非常に役立っているということはお案内のとおりだと思います。

いろんな問題についてもどう解決するか、あるいは解決に至る歴史的なことがあるわけですから、こういう歴史的なことを踏まえながら、着実に東京都の理解を得てやっていくということが一つの着実な方向であり、それが私は最善であるというふうに思っております。

昨日も東京都の子ども子育て策定委員会に行っていました。大勢の人がいろんな意見を言います。その中で学童保育の問題が出ました。都内で二十数園経営をしている民間の委員の人から、学童保育についての指導員の単価が安いと。こういう状況ではとてもやっていけないというお話がございました。

また、給食費の問題については、各学校で給食費を集めるのはなかなか大変であるということでコンビニを利用できるというようなお話も出ました。と同時に、今、大きな問題

となっている子どもの虐待の問題でございます。この問題も出ましたので、最終的にはいろんなご意見を聞きながら、私はこの3点について意見を述べさせていただいてまいりました。

もちろん、今、私どもでも学童保育、これについては非常に単価が低く、それをやっていただける人材が少ない。こういう意味では、東京都はしっかりと地域の実情を得て見直しをしてほしいというお話をしてまいりました。

また、子どもの給食費の問題については、私どもでは給食費は全額無料であると。しかし、その中で、今、国において3歳から5歳の保育について無償化するというのが議題に上がっております。平成31年の消費税の増税に伴いまして、これらを実行していくというお話がございました。

私どもでは、給食費は全額無料にしてあるけれども、全部申請方式でありますよと。収入について税も含めてチェックをさせていただき、それを完全に履行している、義務を履行していただくこと、それで初めて権利が発生するのではないのでしょうかというお話をさせてもらいました。

教育費の無償もそうでございますけれども、法律にはそういうことをきちっと入れてほしい。でないと、無償化をして、片方では本来義務的にやらなきゃいけない徴税の問題が滞納になってくる。こういう問題を提起をさせていただきました。

それから児童虐待の問題でございますけれども、児童虐待については、児童相談所で児童福祉司をこれから増やしていくというお話がございました。増やしていくのに3年ほどかかるという意見がありました。それはそれとして、これから進めなきゃいけないと思えますけれども、西多摩郡の4町村については、瑞穂町、日の出町、奥多摩町、檜原村には福祉事務所はございません。市は、福祉事務所を設置しなければいけないという法律になっております。町村については任意設置ということでありまして、小さな市町村が福祉事務所を設置するには非常にお金がかかります。生活保護費の負担もしなければいけないということから、従来から西多摩福祉事務所というのは、4町村のために河辺に福祉事務所ができております。したがって、この4町村については、生活保護費等を含めた町費の負担は全くなく実行していただいております。

と同時に、今、児童虐待の問題が起こっておりますけれども、昭和42年当時から既に福祉事務所には児童福祉司、あるいは精神薄弱者福祉司、母子相談員が設置されており、今それがなくなってきている。そういう問題についても、過去の問題を振り返りながら、都はしっかりとその問題に取り組んでほしい。と同時に、児童福祉司を育てる、あるいは

それが一定の仕事ができるまで3年ほどかかるというお話がございましたので、その3年間の空白をいかに埋めていくかというのも計画の策定の中に入れてほしいというお話をし
てまいりました。

このようにしていろいろな意味で、いろんなところで皆様からいただいた意見、あるいは
提案された部分の一つずつ解決するためには積み上げていかないと解決できないというの
が実態でございます。

おこがましいようでございますけれども、今、私は、皆様方にお話ししている部分は、
そういうことを含めて予算の実行をしているんだということをぜひご理解いただきたいと
いう意味で、過去にさかのぼって我々がやってきた努力について、いろいろな意味で評価を
いただきたいなというふうに思っております。

また、下水道については既に完了しておりますけれども、これも下水道については維持
管理費が非常にかかっております。これを解消するためにできるだけ早く、小河内の下水
道事業については既に平成10年に完成し、約100%の供用開始をしております。それ以
外の川井から始まった町の事業についてはまだまだ供用の開始が少ないということであり
ますので、この問題にも今取り組み、できるだけ早く100%に完了したいなというふう
に思います。

それはなぜかという、下水道の維持管理費は下水道料金で基本的に賄うということと
同時に、下水道を供用していただかないと、し尿の問題、合併浄化槽等の問題、ダブルで
予算を使わなきゃいけないという問題があるからでございます。どうかそういう意味では、
住民皆様に議員の皆様もそういう問題があるんだということの理解をいただきますように、
機会があったらお話をいただきたいなというふうに思っているところでございます。

それから少子対策、あるいは若者定住についてやっておりますけれども、この問題につ
いてもなかなか理解が深まっていないというのが実態ではないかなというふうに思います。
なぜ若者を定住化するかということについては、私も何回も話をしてまいりました。高齢
者の割合がもう50%でありますから、このまま手をこまねいていたら高齢化率はどんど
ん上がっていきます。と同時に、過疎化が進行します。我々の町をつくった先輩たちが元
気で長生きしていただくという意味では、若者を増やさないと、それをサポートする人が
いなくなってしまうという深刻な問題を抱えております。

したがって、この若者定住についてはまだまだ予算を使い、さらにはもっと大きく
進展したい。当初は年間10戸を造っていきたいという目標を掲げておりましたけれども、
残念ながら各年度8戸しか今建設をしていないという状況でございます。できればこれも

もう少し早く進展させていかないと、今言った結果がなかなか出てこないのではないかなということでございます。

そういう意味では、もう一方ではいろんなご意見もいただき、町の職員が町に定住しないのではないかとのご意見もいただいております。数年前からの町の職員を町外から採用しておりますけれども、町の職員については町に定住してもらう。そのかわり町で住宅を用意するという政策を進めております。これが災害住宅であります。と同時に、その地域に住む以上は消防団活動をしてもらう、地域のコミュニティも参加してもらうということを大きく掲げながらここ数年来やってまいりましたし、今年度は新たに職員の災害住宅を増やしていきたいというふうに思っているところでございます。

それから後期高齢者の問題、介護保険の問題、これはどんどん介護を受ける人たちが増えております。今、町には4つの特養施設、介護老人施設がございますけれども、ここに130名の町民が利用させていただいております。過日、寿楽荘にも敬老のお祝いで行かせていただきましたけれども、非常にそういう意味では、公設ではなく、民営でやっている事業者にご理解をいただきながら、町の住民が利用させていただいている、大変ありがたいことだというふうに思っております。

介護老人福祉施設を利用するには、一般の自宅でいろんなサービスを受けるよりはお金がたくさんかかります。在宅サービスの12のサービス事業がありますけれども、これを参入していただく事業者が奥多摩の場合はございません。それはなぜか。民間の事業者がそれを参入してやったとしても採算に合わないからであります。したがって、そういう状況の中で、保健福祉センター、あるいは白丸のグリーンウッドにデイサービスセンターを町で造り、その一部の経費を負担しながら運営し、町の皆様方にご迷惑をかけないという事業をやっているところでございます。

そういう点で、今、国の介護給付分科会、これは厚労省の委員会でございますけれども、全国町村会の代表としてその委員会に出させていただいております。もう既に2年が経過いたしますけれども、月に2回ほどやるときもありますけれども、中山間地域の町村が抱えている問題等々についていろいろ発言をさせていただいております。地域手当の問題、それから介護職員が確保できない、こういう問題はどこにあるのか。また、中山間地域のことについて国は、厚労省はきちっとその認識を持ちながらやっているのかという意見も述べさせていただいているところでございます。

介護保険については、毎年、そういう意味では、利用者が多くなればなるほど介護保険料は上がっていきます。これも地域の住民が安心して介護を受けられるという意味では、

地域の施設を数カ月で利用できる。従来は1年ないし2年たたないと、ほかの市町村では利用できないという部分で、これが実態でありますけれども、そういう町のよさもきちつと内容を見ていただきたいなというふうに思います。

それから後期高齢者の問題でございますけれども、先ほど申し上げました後期高齢者、あるいは老人には予算を使っていないんじゃないかという意見がありましたので、関係職員に21の自治会にわたってきちつと説明をしてこいということで説明をさせていただきました。決して使っていないわけではないんです。若者15項目の予算は9,700万円です。高齢者のための料金等含めて、それを予算化しているのは4億500万円であります。高齢者のほうが多く予算を割いているのです。しかし、これはこの予算の中でそれをやっておりますから、目に見えない。それは自分のところに返ってこないということではないか。それをきちつと説明しろというふうに職員に指示をしたところでございます。

そういう意味では、後期高齢者医療広域連合でそれぞれの区、市、町村が負担している一般財源というのは207億円であります。これによって後期高齢者の保険料をできるだけ上げないよという努力をしており、区市町村の議会の代表としてそれぞれの地区から後期高齢者医療広域連合の議員が出ており、そこでいろんな議論をして可決されているところでございます。町村については町村議長の会長さんがそこに出ておりますから、いろんな意味で、議長会の中でこういうお話が出るんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

最後でございますけれども、病院の問題でございます。病院については今でも赤字です。ずっと赤字です。多分これから先も赤字だと思います。しかし、地域住民の医療を守るということでは、あの病院は、議員の皆さん、あるいは住民の皆さんは絶対縮小してはいけない、廃止してはいけないという意見を踏まえながら懸命に努力をしてみりました。

そういう点では、東京都の病床当たりの補助金、あるいは市町村総合交付金の充当等含めて、あるいは病院自身の内部改革、これも過去に当たって幾つか実施をいたしました。事務職員の減員、給食の外部委託、あるいは薬局の外部委託等含めて、できるだけ内部で努力をしながら、東京都に対してその財源を求めてきたということでございます。

その大きな理由は、今年の調査では200万人以上の方が、都民の皆さんがここを訪れて利用している。そのときにいろんな事故が起きたとき、その一端を担うのが医療施設であり、この医療施設は必要不可欠であるんで、小さな町の病院ということではなくて、東京都の中の医療施設という部分を位置づけてほしいということをお願いしてまいり、そのことによって私は理解を受けているんじゃないかなというふうに思っております。

また、医師の確保の問題でございますけれども、町長になった当時は、医師の確保をするのに非常に苦勞いたしました。今は比較的医師の確保については順調にしております。今の院長につきましても自治医大で町にへき地医療として勤務し、どうしてもこの町のようところで医療をやりたいという熱意のもとに、井上大輔という男に来ていただきました。と同時に、今、へき地病院の医師の確保対策、私も委員でやっておりますけれども、島と檜原村と奥多摩町について医師を派遣していただいております。この医師の派遣と同時に、もう一つは、医療支援ドクターも派遣していただいております。

このようにして医師の確保を図りながら実行しているという状況であり、これが住民の医療の問題、あるいは保健福祉との連携を含めてやっていける1つの大きな問題ではないかなというふうに思います。

今、井上大輔院長がこれから進めようとしているのは、できるだけ地域に出て、最終的な看取りを自宅でしよう、訪問医療を積極的に展開しております。そういう点で、従来この町の原点でありました自分のうちで看取る、こういう点の部分についても徐々にでありますけれども、その実行をしておりますので、この点についても評価をいただきたいなというふうに思います。

と同時に、国において、今、総合医療という問題が大きなテーマとなっております。今、医師の世界では、分業であります。外科は外科、内科は内科、産婦人科は産婦人科、幼児は幼児という部分を含めて、そうではなくて、総合的に問題を看られる、山間地域のこういうへき地を含めた医師を増やしていき、そういう科目をつくっていきという動きがございます。

そういう中で、いち早くその研修施設として今うちの井上大輔院長が取り組んでおります。順天堂大学で既にそういう研修に奥多摩病院に参っております。過日もある大学の先生とお会いしまして、奥多摩病院にしょっちゅうお邪魔させていただいておりますというお話を聞きました。そこまでは報告を受けておりませんで、事業としては実施しているという事は承知していたんですけども、そういう事業が既に始まっております。

それと同時に、医師の場合には、スキルアップ、医療技術が非常に進展が早く、ある意味では自分で研修をし、研究をしないとおくれをとってしまいますので、今、井上大輔院長は、月に何回か青梅総合病院にみずから研修をしながら、そのスキルアップを図っているという努力をしているという状況でございます。

どうかそういう意味では、こういう小さな町がみんなでいろんな努力をしないと、財源確保もしないと運営できないというふうに私は思っております。

なぜ今日、決算審査に当たってこのお話をさせていただくかということでございますけれども、決算審査というのは非常に重要な審査であります。この審査を受けて、地方自治法でもありますけれども、翌年以降のいろんな予算編成に活かしていくというのが私たちの使命でございますので、十分な審査をいただきながら認定をいただきますようお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

お諮りします。

会議の途中でありますが、ここで暫時休憩にしたいと思いますが、異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 異議なしと認めます。よって、午前11時10分から再開いたします。

午前10時51分休憩

午前11時08分再開

○委員長（小峰 陽一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案審査に入ります。

議題については、去る9月4日開会の第3回定例会第1日に審査が付託された、日程第4 認定第1号 平成29年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第5 認定第2号 平成29年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 認定第3号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 認定第4号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 認定第5号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第6号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第7号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第11 認定第8号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件であります。

総括的な説明は本会議において付託前に行われていますが、本日は、認定第1号から認定第8号までの主な内容の説明を求めます。副町長。

〔副町長 加藤 一美君 登壇〕

○副町長（加藤 一美君） それでは、認定第1号から認定第8号までの一般会計を始めとする全8会計の平成29年度決算についてご説明申し上げます。

本件につきましては、去る9月4日、本会議上程に際し、会計管理者より総括的にご説明を申し上げておりますので、各会計の決算内容について簡潔にご説明をさせていただきます。

始めに、認定第1号 平成29年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国の平成29年度一般会計予算は97兆4,547億円で、前年度より7,329億円の増額となりました。また、新規の国債発行額は34兆4,000億円と引き続き縮減しております。

東京都の平成29年度一般会計予算は、前年度に比較して0.8%減の6兆9,540億円と5年ぶりの減額予算となり、都税収入においても6年ぶりに減少に転じ、前年度比2.3%減の5兆911億円となりました。

東京都の歳出においては、すべての事業の総点検、事業の必要性や経費の内容などを検証しながら無駄の排除を徹底する一方、明るい東京の未来をつくるための投資を積極的に行い、過去最高となる382件の新規事業を立ち上げるなど、総額では減少となっているものの、必要な施策には思い切った予算配分を行い、メリハリのある予算編成となりました。

次に、町の平成29年度一般会計予算につきましては、過疎化による少子高齢化が進行し、住民の高齢化率は48%を超え、自主財源である町税は平成19年度以降、10年連続して減少しており、国からの地方交付税、東京都からの市町村総合交付金に支えられ、一般会計では前年度に比較して2,000万円の減の62億円で、4年連続で60億円を超える規模の予算となりました。

また、特別会計の下水道事業会計は、公共下水道整備事業が平成27年度で完了しましたが、平成29年度予算においては元利償還金の増等により、前年度比3,700万円増の5億1,100万円となりました。

一般会計、特別会計、企業会計の8会計の合計では、前年度に比較して0.2%増の94億6,702万円となりました。

現在、町における最重要課題は、高齢化する住民皆さんの安全・安心の確保であり、そのための最重要事業が若者の定住対策であります。若者の定住は、高齢者世帯の見守り、消防団員の確保、地域行事の継承、そして地域コミュニティの活性化など、住民生活にとって欠くことのできない重要なものであります。また、平成29年度も引き続き住民皆さんの安全・安心の確保を図るため、台風や大雪の際には迅速に、そして適切に行動するなど、危機管理能力を高め、また、行財政運営に関しましては費用対効果を念頭に置きながら、限られた財源をより一層重点的、効率的に配分するなど、職員一人ひとりが行財政改

革の必要性を認識し、一丸となって取り組んでまいりました。その結果、当初予算で予算化した事務事業が執行できたものと考えております。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、財政健全化について監査委員の審査をお願いし、今議会初日に報告させていただいたとおりでございますが、財政状況を判断するための財政指標、一般会計等の実質赤字比率、一般会計、特別会計、企業会計を含めた連結実質赤字比率、公債費の元利償還金の水準の指標である実質公債費比率、起債等の償還に伴う将来負担比率、公営企業等の資金不足比率につきましては、いずれも早期健全化基準以下であります。また、従来からの主要な財政分析の指標であります財政構造の弾力性をあらかず経常収支比率につきましては 74.5%と、昨年を引き続き、良好な数値となりました。また、公債費負担比率につきましては 6.5%、8 会計の実質公債費比率の3カ年平均は 5.6%で、いずれも良好な数値となっております。

このように、いずれの財政指標も現時点で理想的な数値となっておりますが、今後も人口減少や住民の高齢化により年々町税の落ち込み等が予測される中、また、下水道事業における起債の償還が平成 31 年度にピークを迎える中、自主財源が少なく、歳入の多くを国や東京都に依存をしている当町にあつては、引き続き、さらなる行財政改革に取り組み、財政の健全化を図り、身の丈に合った財政運営に取り組んでまいります。

また、歳入歳出決算額、歳入歳出の増減額、性質別分析等につきましては、提案説明及び代表監査委員から報告がございましたので、ご理解をお願い申し上げます。

なお、各所管の事務事業の主要な施策及びその成果につきましては、平成 29 年度事務報告書に詳細に記載してございますので、ご参照いただきたいと思います。

以上で、認定第 1 号の説明を終わります。

次に、認定第 2 号 平成 29 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましては、引き続き東京都の指定管理者として東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。この施設は、平成 5 年 7 月から専門指導員、森林インストラクターを配置し、日常的に造林や下刈り、枝打ち、間伐等の各種森林作業や山村の生活体験、自然観察等を年間を通して体験でき、宿泊や研修もできる施設として東京都の設置した施設であります。

平成 29 年度の利用者は、宿泊者数 1,332 名で、前年度比 106 名の減、日帰り利用者数は 5,472 名で、前年度比 374 名の減、延べ利用者数は 6,804 名で、前年度比 480 名の減となりました。

都民の森につきましては、天候に伴い、集客に大きな影響を受けますが、今後も森林教育、自然教育の場としてPRをしていくとともに、さらなる利用者の拡大に努力していきたいと考えております。

以上で、認定第2号の説明を終わります。

次に、認定第3号 平成29年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計につきましても東京都の指定管理者として、東京都からの委託金と利用料金で運営を行いました。

この施設は、平成2年度より順次オープンし、平成6年度に全面オープンした施設で、奥多摩の豊かな自然に親しんでもらうため、ビジターセンター、散策路、広場、駐車場、キャンプ場、キャンプ場サービスセンター、ケビン10棟、クラフトセンター等の施設の整備が図られております。

平成29年度の入園者は6万3,707名で、前年度比7,308名の減となりましたが、この要因は、都民の森と同様に、天候不順によるものであります。

山のふるさと村につきましても奥多摩都民の森と同様に、天候に伴い、集客に影響を受けますが、今後も自然への理解を深め、都民の貴重な自然の保護と回復を図るためのPRを行い、来園者の拡大に努力してまいりたいと考えております。

以上で、認定第3号の説明を終わります。

次に、認定第4号 平成29年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

国民健康保険事業の平均被保険者数は1,537名で、前年度に比較して5.0%減少したものの、年間の保険給付費は0.3%の減少で、被保険者の減少に比べ、極めて少ないものでございました。1人当たりの医療費は42万2,949円と、前年度より5.3%の増となり、都内の区市町村の中でも上位に位置している一方で、1人当たりの保険税額は6万9,803円と都内の区市町村の中でも低くなっております。この要因は、所得の低い高齢者が多く加入していること、また、医療機関への受診回数が増加したためであります。

本特別会計につきましては、国庫支出金、被保険者の保険税で運営することが原則であります。引き続き、一般会計からの繰り入れを行わなければ運営ができない状況にございます。国民健康保険制度は、平成30年度から都道府県が運営主体となりますが、安定した事業運営を行うため、適正な課税、徴収による収入の確保を図るとともに、特定検診などの受診率を向上させることで疾病予防を図り、医療費の抑制に努めてまいりたいと考

えております。

以上で、認定第4号の説明を終わります。

次に、認定第5号 平成29年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

後期高齢者医療は、老人医療費が増大する中、現役世代と高齢者世代の負担を明確化し、公平でわかりやすい制度として老人保健制度にかわり、平成20年4月に創設をされました。被保険者は原則75歳以上の方で、個人単位で被保険者となり、平成29年4月1日現在1,313名で、前年度比3名の増となっております。

保険の運営は、患者の原則1割の自己負担を除き、公費約5割、現役世代からの支援約4割、被保険者の保険料約1割で行われ、保険料は被保険者の収入に応じて負担する応能分と被保険者全員が均等に負担する応益分で構成され、公平に負担することになります。

また、低所得者に対する軽減として均等割を当初7割軽減としていたものを8.5割軽減への拡充を制度化し、現在ではさらに9割軽減を実施しております。

以上で、認定第5号の説明を終わります。

次に、認定第6号 平成29年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

本会計は、第6期事業計画に基づく3年間の事業運営期間の最終年となり、65歳以上の第1号被保険者数は2,267名で、前年度比5名の増となりました。

また、保険給付費は、在宅サービス費等の増加により、前年度に比較して0.5%増の7億200万円となりました。

低所得者の利用者負担軽減制度につきましては、平成18年度から町の独自事業として、居宅における介護予防サービス、配食サービス、介護保険地域支援事業利用者に対して利用者負担の一部の助成及び認知症高齢者グループホームの食費、居住費の利用者負担助成に加え、平成21年度からは人工透析時の保険外院内介助利用者負担の一部助成、平成23年度からはケアハウス生活費・管理費利用者負担の一部助成を行っております。

認定審査会は、年間を通して毎月2回開催し、448件の認定を行いました。保険料につきましては従前、3と4に特例段階を設け、9段階としていたものを平成27年度からはこれを廃止して11段階に改め、被保険者の負担能力に応じたきめ細かな段階数及び保険料率となっております。

被保険者を所得段階別に見ますと、第1段階から第4段階の合計が46.7%、第5段階から第8段階の合計は49.1%、第9段階から第11段階の合計は4.2%と低所得の被保険

者が多い傾向は前年度と同様でございます。

以上で、認定第6号の説明を終わります。

次に、認定第7号 平成29年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明申し上げます。

下水道事業は、膨大な事業費と長い年月を要する事業で、財政基盤の脆弱な当町にあっては財政フレームに基づく計画的な整備が必要であります。このため地域再生法に基づく地域再生計画を平成23年度から27年度までの後期計画についても認定を受け、汚水処理施設整備交付金の交付により、公共下水道及び市町村設置型浄化槽整備を計画的に進めてまいりました。

小河内処理区につきましては、平成10年度より供用を開始し、水洗化率も99.5%に達しており、奥多摩処理区については、平成18年度から27年度までの10カ年計画により整備を進め、計画どおり平成27年度末に全線が完了し、水洗化率は77.9%に達しております。

今後は下水道法が定める供用開始から3年以内に接続が完了するよう努めてまいります。

以上で、認定第7号の説明を終わります。

次に、認定第8号 平成29年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定についてご説明申し上げます。

平成29年度の病院事業では、収益的収支においては入院患者の増に伴い、3,105万8,000円の黒字となりました。また、資本的収支においては病棟の改修工事、下水道供用開始に伴う排水設備等接続工事、備品、医療機器等の整備を行い、3,225万7,000円の支出を行いました。病院利用者の状況につきましては、1日の平均入院患者数は23名で、前年度に比較して1名の増となり、1日平均外来患者数は48名で、前年度に比較して2名の減となりました。

このような中、今後も医療圏人口の減少や多数の診療科のある総合病院への高度医療施行により患者数は減少するものと考えられますが、今後も経営の健全化を始め、地域医療の拠点としての役割を果たし、より一層のサービスに努め、住民の期待と信頼にこたえられる病院として引き続き努力してまいります。

以上で、認定第8号の説明を終わります。

最後に、まことに恐縮に存じますが、一般会計歳入歳出決算書の31ページをお開きください。31ページの中段にございます会計管理費の節22の補償・補填及び賠償金17万1,900円と記載をしてございますが、これは職員の平成29年3月分給料に係る税務署へ

の所得税の支払いが遅延したために発生した加算税及び延滞金となります。

内容としましては、平成 29 年 4 月 10 日を納期としまして、支払うべく所得税 322 万 8,060 円の伝票処理を失念をし、税務署からの督促により納付していないことが明らかになったものでございます。

本来、住民皆様の貴重な税金をお預かりして役場の事務事業の執行を担当している職員にとっては、あつてはならないことであり、誠に申し訳なく思っております。今回の件につきましては、担当であります会計管理者に対し、口頭により嚴重注意を行うとともに、今後は支出負担行為を行う担当課においても期限までに支払いが行われたかどうかを確認するなど、チェック体制を強化し、再発防止に努めてまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、認定第 1 号から認定第 8 号までの一般会計、特別会計、企業会計の全 8 会計につきまして決算認定に伴う事業実施状況のご説明を申し上げました。審査に当たり、細部のご質問につきましては、それぞれの所管課長からお答えを申し上げます。慎重なるご審議を賜りまして、ご認定をいただきますようお願い申し上げます。

○委員長（小峰 陽一君） 以上で、本委員会に付託された全議案の説明は終わりました。

これより質疑を行います。

なお、答弁、説明者をお願いをします。歳入の質疑であります。歳入の項目及び質疑によっては、歳出と関連する、または対応する事業が多くありますので、歳出に連動する事業の歳入の説明については、各事業内容等を理解しやすくするために歳出のページを示した上で、歳出も含めて一括で答弁、説明をお願いします。

また、質問される委員にお願いします。ただいま説明者に理解しやすい説明をお願いしましたが、説明者が質問内容を十分理解できるよう、1 回の質問につき 3 項目までとさせていただきます。答弁漏れなく、理解を深めるためにもご協力をお願いします。

それでは、認定第 1 号 平成 29 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定についての歳入の質疑を行います。質疑のある委員は挙手をお願いします。4 番、清水明委員。

○4 番（清水 明君） 4 番、清水でございます。

監査の意見にもございました、また、先ほど町長のご挨拶の中にもございました徴収努力につきましては、なかなかの成績ということで評価をさせていただきたいと思っております。

それで関連で、7 ページに町税の不納欠損と収入未済額がございます。この辺の不納欠損の傾向、できれば 3 カ年ぐらいの傾向状況、それから収入未済額についての傾向、短期的でしたら今回決算の内容でも結構でございます。

それとあと使用料以下3カ所ほど款の中で収入未済がございますので、この辺についても説明をいただければと思います。

以上2点でございます。お願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 4番、清水委員の未収金と不納欠損の総括的な質問について、私のほうでご答弁をさせていただきたいと思います。

初めに、未収金についてでございますけれども、9ページに記載の町民税の未収金につきましては419件、387万7,693円で、前年度と比較しまして19件、149万2,484円の減額ということで、5年連続で前年度よりも未収金を減少させることとなっております。

これに基づきまして、直近の7月末現在での数値で特別会計も含めまして町全体の税及び使用料の未収金をご説明をさせていただきたいと思います。町の過年度分を含む未収金につきましては、7月末現在で全会計合わせまして835件、958万3,217円で、前年度、これは昨年度の集計が8月末ということになりますので、1カ月のタイムラグがありますが、比較をしますと、それでも件数で89件、額で238万7,461円減少しているということになります。率にしますと、件数の率では10%減、額では20%の減少ということになっております。内訳ですけれども、町税が378件、328万682円で、前年度との比較ではマイナス20件、額でマイナス153万7,146円と、使用料及び手数料は16件、23万3,250円で、比較ではプラス8件、プラス12万500円となっております。内訳としまして、住宅使用料が14件、22万4,300円、塵芥及びし尿処理手数料はそれぞれ1件で500円と8,450円ということになります。財産貸付収入につきましては3件、4万6,005円でプラス3件、プラス4万6,005円と、実費徴収金につきましては14件で7,000円、プラス8件、プラス3,800円ということで、以上が4月時点におけます一般会計を含みました合計ということでございまして、特別会計につきましては国民健康保険税が136件、216万1,000円で、同様の比較ではマイナス87件、額で141万800円ということで、率にしますと60%の減少になっております。後期高齢者保険料につきましては39件、83万8,100円で、前年度比マイナス42件、マイナス64万5,200円、介護保険については185件、172万9,100円で、マイナス23件、マイナス25万2,700円ということで、以上が平成30年7月末の未収金の状況です。

5月時点につきましては事務報告書の127ページに記載しておりますが、町長の説明の中にもありましたが、現年過年を含めました全体の徴収率では99.3%ということで、都内全市町村の中で5番目の徴収率というふうになっております。当然、西多摩では一番い

い徴収率ということで、前年度と比較しまして、順位につきましては同じでございますが、徴収率につきましては0.1%向上をしております。向上の理由につきましては当然職員の努力、それから公益財団法人東京税務協会から1名の派遣を受けておまして、臨戸訪問の強化、それから大口滞納者に対する納税交渉、そして29年度につきまして新たに給与の差し押さえを実施をしております。

また、副町長を議長として、関係課で構成します未収金対策会議の実施、そして12月のオール東京滞納STOP強化月間では、休日と夜間の臨時窓口等の開設を行っております。こういったことから現在、非常に未収金の額が減ってきているということでございます。

次に、不納欠損の件についてですけれども、町全体につきましては事務報告書の126ページに記載させていただいておりますが、現年度分につきましては28件、13万4,367円、過年度分につきましては122件、119万6,925円の計150件、133万1,292円で、前年度より件数では59件、額では71万9,400円のプラスとなっております。個別に見てみますと、町民税が33件、47万4,392円で、前年度との比較でプラス15件、プラス9万7,987円。理由につきましては、死亡が21件、14万7,338円、生活保護となったケースが4件、25万4,866円、時効につきましては8件、7万2,188円ということで、増加の主な要因につきましては死亡が16件のプラスということになります。

次に、固定資産税につきましては113件、81万9,100円で、前年度比プラス41件、プラス58万3,613円で、内訳は死亡49件、32万3,000円、倒産が8件で1万1,100円、時効44件で43万6,700円、行方不明というのが12件、4万8,300円ということで、こちらにつきましても増加の理由としましては、死亡が41件ということで額にして24万9,100円の増加となっております。

その他特別会計につきましては、国保75件、119万6,500円で、前年度比プラス12件、プラス67万1,800円、後期高齢者につきましては46件、68万2,200円で、前年度比プラス7件、プラス31万8,000円、介護保険料につきましては84件、75万円でマイナス16件、マイナス11万2,100円というふうになっております。

続いて、傾向というお話についてでございますけれども、未収金につきましては減少の傾向というふうになっておりますが、不納欠損についてはその年、年によって基本的に生活保護になった場合ですとか、それから死亡によるものということで、まちまちでございますけれども、昨年、都の指導検査の際に滞納発生から3年を経過したもので財産等調査して、徴収の見込みのないものについては地方税法の規定に基づいて執行停止後に、すぐ

不納欠損することが適当であるというようなご助言もいただいた関係で、これに基づくものも死亡の中に含めた関係で、死亡の件数が増えているということになっております。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありませんか。3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

12 ページ、商工使用料ですけれども、当然、昨年度、青目立はないんですけど、管理のほうという形で管理をされていると思うんですが、あそこ入館にお金をとらなかったなと思って、もし入っていたら、どこか入館というか、青目立のどこかに入られているのかなと思ってみたり、実際管理ということで50万円ぐらい多分かかっていると思うんですけど、この点でちょっと使用料はどうなっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） 3番、澤本委員の青目立不動尊の拝観料につきましてお答えさせていただきます。

青目立不動尊の隣にある文化財でございますが、当初公開したときに、以前は100円ずつ取っておりましたが、取らなくなりました。100円を取って、それで青目立のほうの食事をすると100円引きというような形をとっていたところなのですが、取らないということになっております。

青目立不動尊につきましては、当初多摩測地のほうで一緒に管理をさせていただいたところでございますが、ここで撤退をして、それで新しい桜ホテルズの方に管理を一緒をお願いするという形になっておりますが、それにつきましても引き続き同じような形で無料にて拝観をさせていただくというようなことにさせていただいているところでございますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。6番、石田芳英委員。

○6番（石田 芳英君） 6番、石田でございます。

24 ページの過年度収入なんですけども、過年度国庫支出金として約141万円、過年度都支出金として約68万9,000円、過年度その他として170万7,000円ほどになっていまして、この内容とこうなっている理由をちょっとお聞かせいただきたいのと、あと次のページの25ページも同じなんですけども、雑入の中の平成19年度イベント時賠償保険金として160万円ほど入金がありますけれども、この内容と理由をちょっとお聞かせいただければと思います。

○委員長（小峰 陽一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 6番、石田委員さんからのご質問にお答え申し上げます。

歳入の24ページの過年度収入というところの備考欄でございます国庫、都、その他という部分の内容についてお答えを申し上げます。

こちらにつきましては、まず国のほうでございますけれども、28年度の児童手当の国の追加交付分というのが改めて町のほうに2万3,333円ほど入ってきております。それともう一つ、障害者医療費の国庫負担金の過年度分ということで138万7,000円ほど入ってきております。

それから続きまして、過年度の都の支出金でございますけれども、こちらにつきましてはただいま申し上げました国のほうに伴ってということになろうかと思っておりますけれども、障害者医療費の都負担金の過年度分、この1件でございます。

それから3点目の過年度その他の170万円ほどの内訳でございますけれども、幾つかありまして、若者定住応援補助金の返還金ということが40万円ほどございます。それから大きいところだと、相続財産管理人の選定予納金返還金ということで、こちらは以前福祉会館横の住宅を町が取得しておるんですけれども、以前、予算の説明でもさせていただいているところではございますけれども、あらかじめ弁護士の方の裁判所を通じてということですが、納めていたお金が確定によって戻ってきたという部分が99万6,000円ほどございます。それから障害者の移動支援事業、ガイドヘルパーの委託料の過年度返還金ということで28万7,000円ほどという部分がございまして、その他数千円というようなところで5点ほどあるというような状況で、いずれにしましても国、都につきましては過年度の事業が確定したことによって不足分が改めて町の財政に穴をあけないよというふうな意味合いもございまして歳入されてきたという部分、それからその他の部分につきましては、個々の事由によりまして確定した金額が返還金であるとか、そういったものが歳入されたというふうにご理解いただければというふうに思います。

それから25ページですか、雑入の平成19年度イベント時賠償保険金160万円の部分のご質問でよろしいですか。

○委員長（小峰 陽一君） 教育課長。

○教育課長（原島 政行君） それでは、25ページの雑入にあります平成19年度イベント時賠償保険金160万円の内容でございますが、これにつきましては、平成19年の11月の25日に水と緑のふれあい館で秋のミニコンサートを行うときの臨時駐車場として柵を立てかけておいたパイプ柵なんですけど、それが倒れまして、3歳の子どもが下敷きとなっ

て右手の薬指と小指を骨折した事故ということの賠償金でございます。

平成30年の1月29日に示談がなされまして、和解金につきましては、今年3月の定例会のときに補正で議決をしていただきまして、また示談についても議決をしていただきまして、200万円を被害者に払ったというものでございます。そのうちの160万円につきましては、町が加入している全国町村総合賠償保険の対象ということになりますので、保険会社からの収入ということで160万円を計上したものでございます。

なお、支出の賠償金につきましては、116ページの補償・補填及び賠償金のところの支出200万円ということで支出をさせていただいているものでございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑ありませんか。9番、原島幸次委員。

○9番（原島 幸次君） 9番、原島でございます。

1件ちょっと質問させていただきたいんですが、12ページの款の12の目の03の商工使用料の節観光施設使用料で12ページから13ページにあるんですが、そこに峰谷の溪流釣り場のほうの使用料がどうなっているのか。もう一点、白丸の向こう側にあるアースガーデンさんの建物の使用料がどうなっているのか。あるいは、他からは遅れているものがあるのか、ないのか、その辺がありましたらお聞かせいただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（小峰 陽一君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 9番、原島委員の質問にお答えいたします。

まず使用料の1点目の峰谷川溪流釣り場の関係ですけれども、こちらにつきましては専決の部分でご承認いただきまして、免除という形で、使用料自体は54万6,000円という形で計上しておりましたけれども、ヤマメ、イワナ、マス等の魚病の関係で免除という形をとっております。

続きまして、2点目のアースガーデンの部分でございますけれども、こちらは特産物加工体験施設ということで、節の02の農林水産施設使用料の部分のところの備考欄の一番上の項目、こちらがアースガーデンになります。120万9,000円の計上となりまして決算をしております。

以上でございます。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。3番、澤本委員。

○3番（澤本 幹男君） 3番、澤本です。

14ページでし尿処理手数料が122万8,825円とあるんですけど、要するに接続がどんどん増えれば減っていく傾向にあるべきだと思うんですけど、昨年と比べてちょっと増え

たかなと思う部分がありまして、努力はされているのは承知しているんですけど、何で上がったかなと思ひまして、ちょっと教えていただきたいと思ひます。

○委員長（小峰 陽一君） 住民課長。

○住民課長（原島 滋隆君） 3番、澤本委員のし尿処理手数料につきましてお答えをさせていただきます。

下水道の供用開始に伴ひまして、その地域の供用開始日から3年を経過しますと有料ということで、これ1たるといふことで36リットル分を1たるといふ言い方をしているんですが、これにつきまして650円を徴収するといふことで、料金のほうを使用者から徴収することになっております。

今、委員がおっしゃられたように、下水道の供用開始に伴ひまして3年を経過している地区が非常に増加しているといふことで、その中でまだ3年経過しても下水道に接続をされていない方がくみ取りの場合につきましては36リッターにつき650円を徴収しているという関係で、収入のほうが前年度より大きくなってきているといふことで、144世帯というのを対象に料金徴収をした結果がこちらの金額123万4,675円というふうになっております。こちらが減るように今後なっていくようにしたいと思ひますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○委員長（小峰 陽一君） ほかに質疑はありますか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） 質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の歳入の質疑を終結します。

お諮りします。本日の審査はこれまでとし、この続きは明日9月12日に行いたいと思ひますが、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（小峰 陽一君） ご異議なしと認めます。よって、この続きは明日9月12日に行うことに決定しました。

なお、明日は午前10時より開議しますので、ご承知おきください。

本日は、これにて散会します。大変ご苦勞さまでした。

午後0時00分散会

奥多摩町議会委員会条例第 26 条の規定によりここに署名する。

決算特別委員会委員長